

広島市危険物安全協会表彰規程

平成3年3月5日
広島市危険物安全協会
規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、広島市危険物安全協会規約第3条第4号に定める広島市危険物安全協会会長表彰並びに社団法人広島県危険物安全協会連合会理事長表彰の推薦（以下「表彰等」という。）を行うにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰等の対象)

第2条 前条に規定する表彰等の対象は、会員事業所及び会員事業所における危険物施設（少量危険物施設を含む。以下、同じ。）の貯蔵・取扱い及び管理業務等に従事する者とする。

(表彰等の区分)

第3条 第1条に定める表彰等の区分は次のとおりとする。

- (1)広島市危険物安全協会会長表彰
 - ア 優良危険物事業所
 - イ 優良危険物取扱者
- (2)社団法人広島県危険物安全協会連合会理事長への表彰推薦
 - ア 優良危険物事業所
 - イ 優良危険物取扱者

(選考)

第4条 前条の区分に基づく表彰等は、次の各号の定めるところにより総務委員会において選考し役員会において決定する。

- (1)前条第1号に定める表彰は次のとおりとする。
 - ア 優良危険物事業所表彰は、危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準が、関係法令に適合し、かつ、当該施設における危険物の貯蔵・取扱いが、法令に定める技術上の基準により行われている事業所で、次のいずれかを満たすものとして、広島市消防局長より表彰推薦されたもの。
 - イ 過去5年間、危険物の貯蔵・取扱いに関して無事故である事業所で、本協会の実施する各種事業に積極的に参加するなど、他の範となるもの。
 - ロ 平素から危険物火災等の災害に対処するための消火、通報及び避難訓練を実施するとともに、従業員に対する安全管理教育を積極的に行い、著しい効果をあげ、他の範となるもの。
 - ハ 本協会の目的達成に協力するとともに、地域の自主防災活動及び消防機関の行う火災予防等諸行事に積極的に参加協力し、他の範となるもの。
 - ニ その他、特に必要と認めたもの。
- イ 優良危険物取扱者表彰は、現に危険物取扱者免状を有し、危険物の貯蔵・取扱い業務に従事しているもの及び危険物の貯蔵・取扱いに関する職務等を指導監督している

- もので、次のいずれかに該当するものとして、会員事業所から表彰推薦されたもの。
- (ア)危険物の貯蔵・取扱い業務に関し、過去5年間無事故でありかつ、勤務成績優秀で危険物施設の安全管理に努力し、他の範となるもの。
 - (イ)本協会の目的達成に協力し、本協会の行う研修会・講習会等の各種事業に積極的に参加し、他の範となるもの。
 - (ウ)その他、特に必要と認めたもの。
- (2)前条第2号に定める表彰推薦は、社団法人広島県危険物安全協会連合会の定める優良危険物事業所等表彰要領に定めるもののほか、次のとおりとする。
- ア 優良危険物事業所の表彰推薦は、次のいずれかを満たすものとして、広島市消防局長より表彰推薦されたものであること。
 - (ア)過去7年間、危険物の貯蔵・取扱いに関して無事故である事業所で、他の範となるもの。
 - (イ)本協会の目的達成に協力するとともに、地域の自主防災活動及び消防機関の行う火災予防の講習に積極的に参加し、他の範となるもの。
 - (ウ)その他、特に必要と認めたもの。
 - イ 優良危険物取扱者の表彰推薦は、過去、広島市危険物安全協会会長の表彰を受けて3年を経過したもので、現に危険物の貯蔵・取扱い業務に従事し、当該事業所の従業員の範となるものとして、会員事業所から推薦されたもの。
- (3)優良危険物事業所の表彰等は、原則として事業所単位とするが、事業所が大規模である場合は、その営業所等又は職場単位とすることができる。また、選考にあたり被推薦事業所が多く審査が困難な場合は、広島市消防局長の推薦順位及び業種等を考慮するものとする。
- (4)優良危険物取扱者の表彰等は、原則として1事業所1名とするが、事業所が大規模である場合は、その営業所等又は職場単位でそれぞれ推薦することができる。また、選考にあたり、被推薦者が多く審査が困難な場合は、業種の別を考慮するとともに高年令者又は多年勤務者を優先するものとする。

(表彰の方法)

第5条 広島市危険物安全協会長表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(委任規定)

第6条 推薦調書その他この規程に基づく表彰等を行うにあたり必要な事項は総務委員長の承認を得て、事務局長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成3年3月5日から施行する。
- 2 広島市危険物安全協会優良事業所、優良危険物取扱者表彰審査基準(昭和46年4月26日施行)を廃止する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年5月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月10日から施行する。